

平成28年7月7日

答申第715号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会の経営委員 長谷川氏の受信料未納問題が発覚している。」として、「貴協会はどのように対応したのか、又するのか」について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

なお、長谷川委員がこの件について発言している第1209回NHK経営委員会の議事録の該当部分を情報提供する。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年6月2日（第239回審議委員会）第724号諮問、審議

7月7日（第240回審議委員会）審議、答申